

八王子市告示第 393 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第 3 項において準用する法第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 3 年 11 月 11 日

八王子市長 石 森 孝 志

記

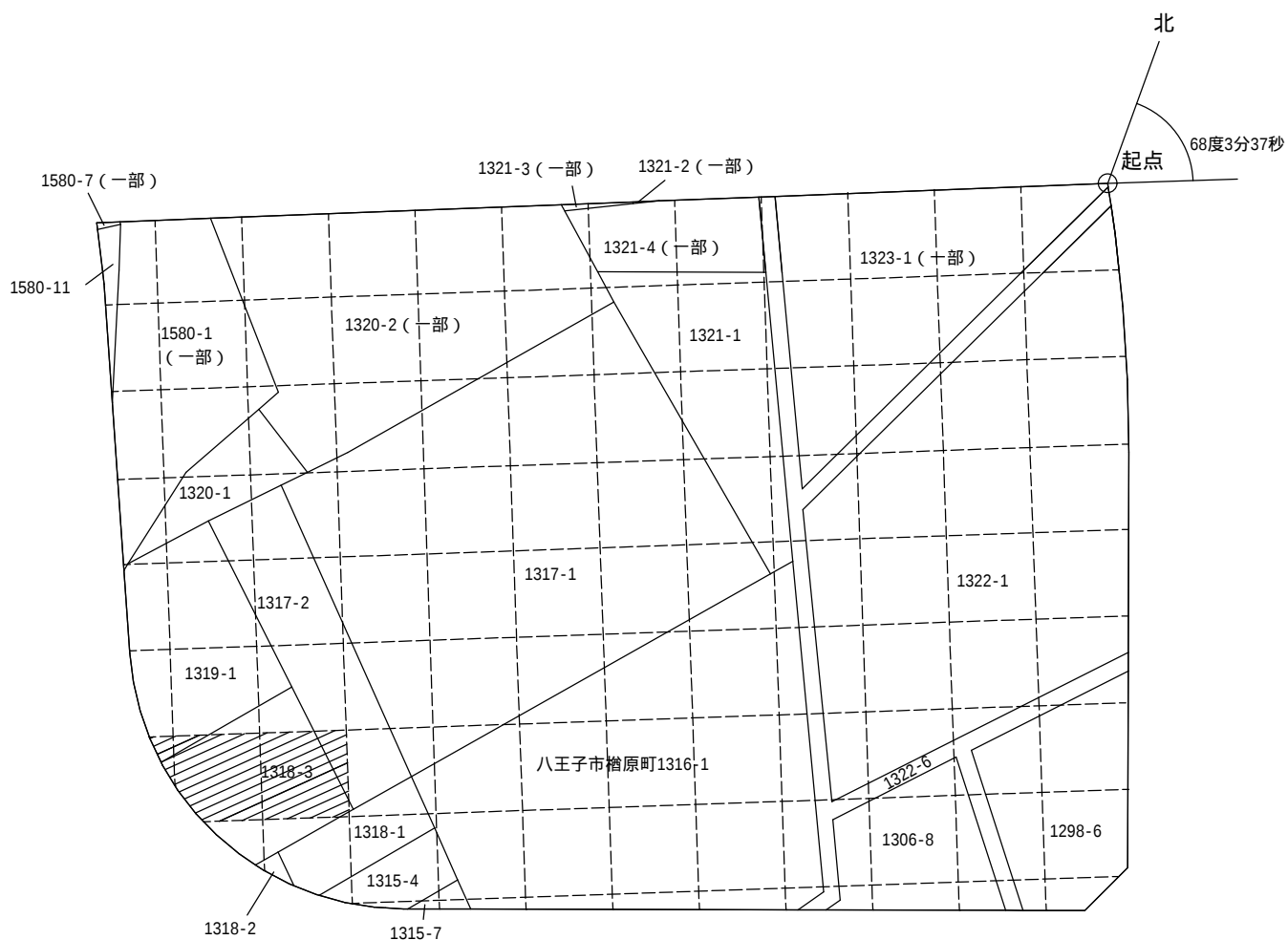
1 形質変更時要届出区域

別図のとおり（八王子市檜原町 1317-2、1318-3、1319-1 の各一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

<問合せ先>
環境部環境保全課



【凡例】	
-----	単位区画
————	筆境界
————	敷地境界
	形質変更時要届出区域

【起点】	
起点は、敷地境界の最北端とする。	

【格子の回転角度】	
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらを平行として10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。	